部長及び参事官　　会 計 発 第８８号
殿　　令和８年４月10日
所　　属　　長　　５年保存（口訓）
本　　部　　長

遺失物業務における氏名等の告知に係る留意事項について（通達乙）

遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）では、遺失者への返還時の措置として、警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を告知することができる（法第11条第２項）こと、また、氏名等の告知に同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる（同第３項）ことが定められている。

しかしながら、ＳＮＳの普及等により個人情報の拡散が容易となったことや、個人情報の犯罪への利用が懸念されるなど、氏名や住所等の個人情報を他者に知られることへの危機意識が社会的に高まっていることを踏まえ、氏名等の告知についての適切な運用を図るため留意すべき事項について、下記により所属職員に対して指導教養を徹底し、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

１　社会情勢の変化に適応した「氏名等告知」の柔軟な運用

法第11条第２項及び第３項では、警察署長は、遺失者や拾得者の求めに応じて「氏名等」を「告知することができる」と規定している。この告知する事項は、氏名等に限定せず、氏名等に付随して電話番号等の連絡先を含めることも可能とする。また、個人情報の取扱いに係る国民感情に配意して、告知する事項については、氏名に代えて「姓」のみを、かつ、住所に代えて電話番号等の「連絡先」（以下「連絡先等」という。）とするなどの対応も可能とする。

上記の運用に当たっては、拾得者の費用及び報労金を受ける権利を不当に侵害しないよう、また、遺失者に対する遺失物の返還を不当に妨げないよう、説明には十分留意すること。

２　告知に係る意向の確実な記録化及び返還時における確認の徹底

拾得者及び遺失者の氏名等又は連絡先等の告知に係る意向の確認については、その経緯や結果を拾得物件控書及び拾得物件預り書並びに受領書の備考欄等に記載、備考欄に記載出来ない場合などは別紙を作成し添付するなどし、相手方に告知を行う際は、これら備考欄等の確認を徹底すること。

３　警察職員による仲介

氏名等又は連絡先等の告知に際して、遺失者及び拾得者双方の権利及び安全の

ため必要と認めるときは、警察職員が連絡の仲介を行うなど、その状況に応じて警察署長の指揮の下、適切な対応に努めること。

4　指導教養等の徹底

遺失物の取扱いについては、会計部門の職員に限らず、当直勤務等を通じて全警察職員が従事する業務であることから、本留意事項について、あらゆる機会を捉えて繰り返し所属職員に対して全体教養及び各級幹部職員による部下職員への教養を行い、周知徹底を図ること。また、施設占有者に対しても、氏名等の告知に係る相談を受けるなどした際には、必要に応じて、本通達を踏まえた適切な運用が図られるよう指導を行うこと。